

令和8年度福津市配食サービス事業仕様書

1. 委託事業名

福津市配食サービス事業

2. 委託期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

3. 履行場所

福津市内全域

4. 事業内容

当事業は市内在住のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、身体的・精神的な理由で外出することが困難な方の負担軽減と在宅生活の支援を目的としている。

利用者に対し、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達するとともに、安否確認をおこない、健康状態等に異常が見られた場合は速やかに緊急連絡先及び関係機関への連絡をおこなうもの。

5. 対象者

市内に居住し、次の要件すべてを満たす者。

- ①65歳以上であり、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
- ②心身機能の低下により、食事の準備は困難であり、世帯外部からの見守りの必要性がある者

6. 業務内容

(1) 夕食の配達

- ①利用者に対し、市の指定する曜日（週5日以内）に、栄養バランスに配慮した弁当を配達すること。
- ②配食の際には、利用者への手渡しを原則とし、直接の受け渡しをもって安否確認をおこなうこと。
- ③利用者宅への配食は、原則として15時から17時までに完了すること。

(2) 見守り（安否確認）

- ①配食時に利用者の健康状態や生活状況を簡易的に確認すること。
- ②明らかな異変（例：返答がない、体調不良の申告、部屋の異常など）があった場合は、速やかに緊急連絡先等へ連絡するとともに、市に報告すること。
- ③見守り内容については記録を取り、定期的に市へ報告すること。

(4) 書類の提出

①事業実施計画書（別紙 1）

・・・契約締結後、速やかに提出する。

②事業実施報告書（別紙 2）および受給確認書（別紙 3）

・・・前月分の報告書および確認書を毎月 10 日までに提出する。

③事業実績報告書（別紙 4）

・・・委託期間終了後、翌月の 20 日までに提出する。

④献立表（利用者へ配布しているもの）

・・・利用者への配布に合わせ、速やかに提出する。

⑤その他、市長が必要と認めるもの

7. 委託事業者の要件

- ・地域における配食及び見守りの実績を有すること
- ・見守り活動の理解があり、従業員に対して適切な教育を実施していること
- ・緊急時の対応体制が整備されていること
- ・個人情報保護に関する規定を順守していること
- ・事業実施日（営業日）が週 6 日以上であること

8. 履行要件

(1) 安否確認

配達は毎回必ず手渡しでおこない、利用者の安否確認をおこなうとともに、健康状態等に異常がみられた場合は速やかに緊急連絡先及び他の関係機関へ連絡をおこない市に連絡すること。

(2) 配食内容

①配達する食事は、国が定める「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン（平成 29 年 3 月健発 0330 第 6 号健康局長通知）」に沿って、高齢者向けの栄養バランスのとれた献立とし、調理、配達については衛生管理と事故防止に努めること。

②提供する弁当の栄養量等は、最新版の「高齢者の食事摂取基準（65 歳以上）」を参考とし、栄養基準の約 3 分の 1 となるよう努めること。

③台風その他の自然災害時の配食については、事業者判断の上、各利用者及び市に連絡すること。

(3) 再委託の禁止

第三者への業務の再委託はしないこと。

(4) その他

市の指定する業務を適切に運営すること。

9. 委託件数

新規申請時、利用者の希望により利用事業所を決定するため、委託の件数について、その確保を条件とすることはできない。

10. 費用負担

①本事業に係る委託料については、配食及び見守りに要する費用であり、その他は利用者に一定の負担を求めるものとする。

②令和8年度の業務委託料及び利用者負担額は、次の単価の通りとする

・配食及び見守りにかかる委託料	330円／食
・利用者負担額 食材料費実費	470円／食
地域支援事業負担金	30円／食

③利用者負担金に関する手続きについては、受託事業者として責任を持って整理・対応すること。

11. その他

事業の実施にあたっては、福津市配食サービス事業実施要綱に基づき実施する。

また、本仕様書は事業の大要を示すものであり、上記に記載のない事項であっても、必要と判断される場合は、協議の上、実施するものとする。

【配食サービス事業利用申請から決定までの流れ】

1. 利用希望者が申請書を市に提出（申請時に希望事業者を記入）
↓
2. 利用対象者に該当するか審査
↓
3. 利用決定通知（申請者・事業者双方）
↓
4. 市が指定する日から利用開始

※利用決定前に自費で利用開始することは問題ない。